１４日工会第２７２号

２０１４年６月２５日

会員代表者　各位

 輸出管理委員　各位

輸出許可申請担当者 各位

（一社）日本工作機械工業会

輸 出 管 理 委 員 会

委員長　植　竹　伸　二

輸出管理に関するお願いについて

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当委員会活動に格別のご協力を賜り誠に有難うございます。

さて最近、経産省 審査当局より、工作機械メーカや商社などによる輸出許可申請書類の著しい記載不備や、補正指示に対する対応不足、ストック貨物の管理・状況把握の不足が目立つとの指摘がありました。実例は以下の通りです。

・申請書類への記載事項（住所等）と契約書など添付書類の記載事項に相違があり、これに関する審査当局の指摘に対し説明できなかった（←海外販売代理店が寄せる申請情報を鵜呑みにして申請者が書類を作成し、内容を確認せず申請を行っていた）。

・輸出管理に関する基本的な知識が不足しており、審査当局の補正指示の趣旨や内容を理解できなかった。

・該当機をストックしている海外販売代理店が、経産省の事前同意を得ることなく、再販売・再輸出を行った。

　これらは一例に過ぎず、日常的に不手際が生じているとのことです。

　別紙に対応策の事例を掲載しますので、各位におかれましては今一度、輸出管理部門から輸出許可申請部門に対し、輸出管理制度と輸出許可申請における留意点等について教育・指導いただく機会を設けるなど、更なる理解に努めて頂くようお願いする次第です。

　各会員企業の理解・協力のもと、当委員会は今後も引き続き審査当局に対し輸出管理制度及び運用の合理化を要望して参りますので何卒ご協力の程重ねてお願い申し上げます。

敬具

（別紙）

輸出許可申請に際する取り組み例

１．平成25年11月14日に経産省 安全保障貿易管理ホームページに掲載された「輸出許可申請書類作成時の形式チェックリスト～効率的な申請のために～（本省申請に限る）」にて、申請書類へ記入する際の注意点を閲覧することが可能です。今一度ご確認をお願いいたします。

 ～効率的な申請のために＜本省申請の場合に限る＞～

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/kouritsu_shinsei.pdf>

上記URL内にある「形式審査チェックリスト（２（１２）の貨物）」

及び「形式審査チェックリスト２（１２）以外の貨物」には、申請書類等に記入すべき項目が記載されておりますので、チェックなどでのご活用をお願いいたします。

「形式審査チェックリスト（２（１２）の貨物）」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/checklist2_12.pdf>

「形式審査チェックリスト２（１２）以外の貨物」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/checklist.pdf>

２．輸出許可申請担当者は、申請書類の記載内容の正確性について入念に確認を行って頂きますようお願いいたします（輸出管理担当者などによるチェックを受けることも方法の一つです）。

３．海外販売代理店や需要者が誓約違反を行った場合は、再度、日本の輸出管理制度への理解を促し、誓約違反が起きぬよう適宜指導を行って頂きますようお願いいたします。

以上